

## 西宮市私立幼稚園等教育振興補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市の幼児教育の振興を図り、もって本市教育の維持充実及び発展に資することを目的として交付する補助金の適正な執行を図るため、西宮市学校法人助成条例(昭和28年西宮市条例第12号)等に定めるもののほか必要な事項を定める。

### (補助対象者)

第2条 市長は、西宮市内の私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園(以下「幼稚園等」という。)を設置する学校法人並びに私立学校法(昭和24年第270号)附則第12項に規定する学校法人立以外の私立の学校を設置する者に対し、補助金の交付を行うものとする。

### (補助金の額)

第3条 前条の補助金の額は、西宮市学校法人助成条例施行規則(昭和28年西宮市規則第12号)第2条各号に掲げる事由について幼稚園等が行う事業(兵庫県又は西宮市より補助等を受けている事業を除く。以下「補助対象事業」という。)に要する経費について、次の式によって算定する額を上限として予算の範囲内で定めるものとする。

$$\text{補助金の上限額} = 3,200 \text{円} \times \text{園児数} + 540,000 \text{円}$$

2 前条の園児数は、補助対象事業を実施する日が属する年度の5月1日に幼稚園等に在籍する児童で、現に西宮市に住所を有するもの(以下「市内在籍者」という。)の数とする。ただし、当該幼稚園等において市内在籍者数が兵庫県の認可を受けた定員(特定教育・保育施設にあつては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条第1項の確認を受けた利用定員のうち、同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分の利用定員をいう。以下「定員」という。)の1.2倍の数を超える場合にあつては、定員の1.2倍の数とする。

### (その他)

第4条 補助金の交付について必要な事項は、この要綱及び補助金等の取り扱いに関する規則(昭和57年西宮市規則第81号)に定めるほか、市長が別に定める。

### 付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

### 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。